

令和3年第11回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年10月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第11回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和 (欠席)	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則	31番 満生 直樹
37番 上野 智実	20番 井手 信一	

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 8号 非農地判断について

4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

樋口 博幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久
係長 松尾 康年

事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第11回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前
にご連絡いたします。本日は13番中嶋委員より欠席の届出がありますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に4番末石委員、7番椿委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

7ページまで37件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から37番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

8ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求
めます。

事務局挙手

議 長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長 9番窪山委員

9番 (窪山委員) 報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件につ
いては、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接道路より低く、雨水が流入し耕作に影響
があるため、地上げを行い畑として利用するものです。なお、土砂88㎡を使用し、40c
mの地上げを行うものです。排水については地下浸透と自然流下です。作付予定は大根、ネ
ギ等の一般野菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、以上で報告第2号を終わります。

議 長 9ページをお開きください。次に、報告第3号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。
 事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。
 18番挙手

議 長 18番林委員
 18番 (林委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建設、転用の理由は耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建設したものです。なお、始末書が添付されています。参考事項といたしまして、農業用倉庫1棟30.97㎡。農地の区分は農業用施設用地です。以上、報告いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、以上で報告第3号を終わります。

議 長 10ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
 農業振興課挙手

議 長 農業振興課
 農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。
 本件について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
 13ページをお開きください。次に、議案第2号「農用地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
 事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の9番窪山

委員、32番大隅委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の4番末石委員、31番満生委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の14番坂田委員、35番高良委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の13番中嶋委員、29番水城委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の10番長野委員、36番重光委員を指名いたします。

次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の2番森部委員、34番平田委員を指名いたします。

審議番号1番から6番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から6番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

15ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。18ページまで15件ございます。
ご審議方よろしく願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員
17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員
17番 (手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員
17番 (手嶋委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人は所有地に隣接しており耕作の便を良くするため、譲渡人は相手方の要望。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり。
なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。
17番挙手

議 長 17番手嶋委員
17番 (手嶋委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は所有地に隣接しており耕作の便を良くするためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手
議 長 17番手嶋委員
17番 (手嶋委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は、隣接地を耕作するため、譲受人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。7番椿委員。

7番挙手
議 長 7番椿委員
7番 (椿委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は、相手方の要望、譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
12番挙手
議 長 12番田中委員
12番 (田中委員) 契約は贈与となっていますが、縁故関係ということでしょうか。

7番挙手
議 長 7番椿委員
7番 (椿委員) 譲渡人が遠方在住であり、農地の管理をしてもらう必要があるので贈与されるそうです。

議 長 12番田中委員よろしいですか。
12番挙手
議 長 12番田中委員
12番 (田中委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
 審議番号7番から審議番号9番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
 議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議 長 19番樋口委員
 19番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
 次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議 長 19番樋口委員
 19番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
 次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議 長 19番樋口委員
 19番 (樋口委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は長く借りて耕作しており相手方からの要望もあったため、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
議 長 議長を交代しました
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。15番永井委員。
15番挙手
議 長 15番永井委員
15番 (永井委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
3番挙手
議 長 3番井上委員
3番 (井上委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
審議番号12番は譲受人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、18番林委員が関係しますので、審議が終わるまで18番林委員は退室をお願いします。
(18番林委員退室)
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。20番井手委員。
20番挙手
議 長 20番井手委員
20番 (井手委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は長く借りて耕作しており相手方からの要望もあったため、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくをお願いします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。

審議が終わりましたので、18番林委員の入室をお願いします。

(18番林委員入室)

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長
18番

18番林委員

(林委員) 審議番号13番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よりしくお願いします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。

16番挙手

議長
16番

16番畑委員

(畑委員) 審議番号14番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得です。この場合、譲受人の面談が必要となりますので9月21日に、三役・事務局を含めて行いました。譲受人は、娘さんと一緒に〇〇〇市にお住まいでしたが、本人はこちらで取得した空き家へ移られています。なお、取得する農地は柿畑ですが、現状では耕作は難しいので、重機等で整備して中国野菜の作付をするそうですが、その中国野菜はご自身が経営する中華料理店に供し、残りは直売所等で販売するそうです。また、近隣の方との親交も築いてあります。譲渡人は相手方の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よりしくお願いします。

議長
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

(「ありません。」)

議長

審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

12番挙手

議長
12番

12番田中委員

(田中委員) 譲受人と譲渡人の住所が同一ですが、一緒にお住まいなのでしょうか。

16番挙手

議長
16番

16番畑委員

(畑委員) 譲受人は取得した空き家に移ってあります。譲渡人は他所へ移ってあります。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

(水落) 譲受人・譲渡人共に同一住所となっていますが、譲渡人が住民票の手続きをされていないと思われるためこのような表記となっています。

議 長 12番田中委員よろしいですか。
12番挙手

議 長 12番田中委員
12番 (田中委員)わかりました。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。
16番挙手

議 長 16番畑委員
16番 (畑委員)審議番号15番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
9番挙手

議 長 9番窪山委員
9番 (窪山委員)譲渡人の経営面積と申請土地の面積は645㎡で同一ですが、これは譲渡人の残存面積なのか、それともなくなるということなののでしょうか。

議 長 この表記については、過去にわたしも質問したことがあります、この件は実質ゼロになりますので譲渡人の経営面積は省略してもいいのではと思いますが、審議番号9番は残存面積を表記していますし、紛らわしい面もございますので事務局より説明をお願いします。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落)審議番号9番については、譲渡人は申請面積4,174㎡を譲受人に貸してあるので、経営面積が362.41㎡となっていますが、4,174㎡は譲受人の経営面積に既にカウントされています。

議 長 9番窪山委員よろしいですか。
9番挙手

議 長 9番窪山委員
9番 (窪山委員)わかりました。
議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
15時18分まで休憩します。
14時47分休憩
15時18分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。
 19ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
 審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人及び申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は変更前は自己用住宅を建設する予定でしたが、勤務先が遠方であるうえ、勤務形態に変更が生じたことから建設を断念せざるを得なくなったものです。変更後は現在借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するものです。なお、前回の農地法5条許可は平成16年8月31日となっています。参考事項といたしまして、変更前は居宅1棟119.30㎡、変更後は居宅1棟127.52㎡となっています。
 ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議 長 9番窪山委員
 9番 (窪山委員) 変更前と変更後の参考事項の面積が違っているのはどうということでしょうか。

事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (川波) これは、転用の目的は同一ですが、それぞれの申請の際に土地利用計画図等、住宅の面積等も申請されることになりましたが、今回の申請の内容が、申請者が代わっているため間取等も違っていますので、参考事項の建築面積も違ったものとなっています。

議 長 9番窪山委員よろしいですか。

9番挙手

議 長 9番窪山委員
 9番 (窪山委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 20ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。1件ございます。
 ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議 長 10番長野委員
 10番 (長野委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良・一時転用、転用の理由はレンコン畑として利用して

いたが、野菜を耕作するため、地上げを行うもの。なお、搬入土量1,362㎡、地上げ高0.7m、工事期間は許可後から令和5年12月31日、作付予定作物は野菜です。農地法の運用は農用地区域内にある農地、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

21ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 挙手

議長 事務局

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明。22ページまで7件ございます。
ご審議方よろしくお願ひします。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。

1番 挙手

議長 1番徳田委員

1番

(徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は共同住宅の建設、理由は、申請地周辺は住環境が良く需要が見込まれるため、アパートを建設するものです。参考事項といたしまして、第二種低層住居専用地域と準住居地域、アパート1棟10戸231.85㎡です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は下水道接続。なお、水利関係は水利委員の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番 挙手

議長 9番窪山委員

9番

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は事務所の建設、理由は、母と共同で化粧品等の通信販売を行う事業のため、自宅横に事務所を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、事務所1棟45.54㎡です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。

雨水排水は既設水路へ放流、生活排水は下水道接続。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員

6番 (小島委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在借家住まいで手狭となったため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟127.52㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の同意を得てあります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

16番挙手

議長 16番畑委員

16番 (畑委員) 申請土地の地積が573㎡とありますが、一般住宅の場合は500㎡ではないでしょうか。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (川波) 研修でお示ししました資料では一般住宅500㎡と記載がありますが、申請地への進入路の確保等必要な場合もありますので、柔軟な対応をすることができるようになっています。

16番挙手

議長 16番畑委員

16番 (畑委員) こういったケースが多々あると思いますが、事前に説明なりお願いします。

事務局挙手

議長 事務局

事務局 (松尾) この案件は、平成16年にも5条申請がなされていますが、当時も500㎡、1,000㎡の規定があっていますが、やはり「概ね」の取扱をしています。なお、わたしが、農業委員会事務局に配属されたのが平成7年ですが、当時から「概ね」の取扱はございました。なお、残地がわずかな場合、それを農地として管理できるのかといった問題も生じます。また、家族が多かったりすれば、居宅も大きいものが必要となりますし、車両を複数台所有すること等もあり、杓子定規的にするのではなく、柔軟な対応を可能としているところです。

議長 16番畑委員よろしいですか。

16番挙手

16番 (畑委員) わかりました。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。29番水城委員。

29番挙手

議 長
29番

29番水城委員

(水城委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟103.71㎡、カーポート27.10㎡です。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。ご審議方よろしくお願ひいたします。

事務局挙手

議 長
事務局
事務局

事務局
事務局

(川波) 事務局より補足します。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流されます。担当委員の説明は終わりました。

議 長

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員

18番挙手

議 長
18番

18番林委員

(林委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、実家住まいで手狭なため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟95.12㎡。農地法の運用は杷木支所から300m以内の農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併浄化槽で処理し既設水路へ放流。なお、区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議 長
3番

3番井上委員

(井上委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備です。理由は、経営する採石場の資材置場として利用するもの。この土地については、平成29年の災害以降復旧工事が進行中であり、現在、工事車両等が多く通行しており、農地の復旧もなされておりましたが、そのような中で一部農地を許可なく整備し利用していたものですので、始末書が添付されています。農地法の運用はその他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は周辺が工事中であるため自然流下です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)
 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
 次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。
 3番挙手
 議 長 3番井上委員
 3番 (井上委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
 案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は離合場所の整備、理由は、経営する会社
 の大型車両及び地域住民の自家用車等の離合場所として利用するもの。この土地についても、
 農地を許可なく整備し利用していたものですので、始末書が添付されています。農地法の運
 用はその他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。
 ご審議方よろしくお願いいたします。
 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)
 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
 6番挙手
 議 長 6番小島委員
 6番 (小島委員) 離合場所は、個人名義のままなのでしょうか。それとも市へ寄付されるの
 でしょうか。
 3番挙手
 議 長 3番井上委員
 3番 (井上委員) 市道の一部として使用することになります。
 事務局挙手
 議 長 事務局
 事務局 (水落) 今のところ、市へ寄付するという事にはなっていませんが、個人で整備されて自身
 の経営される会社の大型車両が通行するための離合場所として使用されてあります。申請人
 が地元の方ですので、地元の方も利用していただいかまわらないという事ですので、個人名
 義のまま使用されるという事です。
 事務局挙手
 議 長 事務局
 事務局 (松尾) 参考までに、市道の場合は舗装等まですれば、寄付受納が可能となりますが、砂利
 道等は市も寄付の受付はしませんので、個人で管理ということになります。
 議 長 6番小島委員よろしいですか。
 6番挙手
 議 長 6番小島委員
 6番 (小島委員) わかりました。
 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。
 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

23ページをお開きください。

次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

（岩切）審議番号1番及び2番については、推進機構からの買入れです。審議番号3番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から3番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番から3番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員

（窪山委員）審議番号1番及び2番については、譲受人の経営面積の記載をした方が審議するうえでわかりやすいと思いますが、どうでしょうか。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

（岩切）窪山委員のご指摘どおり、9反若しくは1町2反という要件がございますが、記載することで紛らわしい一面もございます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

（松田）基準面積については、栽培する品目により異なります。一例をあげますと「花き専作」は3反、「青ネギ専作」は7反というように基準が異なりますので、面積を記載すれば、かえって混乱を招くこととなりますので、現行どおり記載しない事でご了解をお願いします。

議長

9番窪山委員よろしいですか。

9番挙手

議長
9番

9番窪山委員

（窪山委員）わかりました。

議長

他に、質問や意見はありませんか。

なければ、審議番号1番から3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。

24ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

（川波）議案朗読をもって説明。25ページまで3件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議長

それでは、審議番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長
事務局

事務局

（川浪）本件につきましては、事務局の説明不足等もあり、申請人及び担当する行政書士等から農業委員へ連絡があっていませんので、事務局で説明いたします。

審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途地域内、準工業地域、第3種農地。補足説明といたしまして、平成2年に申請地の東側に隣接する宅地につきましては、敷地拡張にて5条許可を取得してありますが、境界に設置したブロックが西側の申請地に越境してるため、今回非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長

9番窪山委員

9番

(窪山委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途地域内、第一種住居地域、第3種農地。現状は、20年位前から借家が建っており、議案第6号の審議番号2番の案件の関係上ここが農地であることが判明したため、これを同時に処理するため非農地判断の申請がなされたところです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議 長

18番林委員

18番

(林委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農業用施設用地。これは、報告第3号の農地の転用に係る届出の土地と同一ですが、相当以前より農業用倉庫が建っており今回非農地判断の申請がなされたものです。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:53)